

青教ス第156号
令和2年5月11日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長
(公印省略)

学校における教育活動等への助言について（通知）

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、当面の考え方として、県立学校版新型コロナウイルス感染症 Q&A（令和2年4月9日）に基づき対応していただいているところですが、学校における感染拡大防止対策の強化を図るため、別添写しのとおり県健康福祉部長宛てに依頼したのでお知らせします。

については、学校関係者に係る感染者、濃厚接触者等の情報の提供を受けた場合は、当課から該当校に速やかに連絡し、情報を共有しながら対応等について助言して参りますので、御理解と御協力をお願いします。

また、このことについて、児童生徒、保護者及び職員に対し周知いただくとともに、感染防止等に細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

担当	体育・健康グループ 指導主事 原 トモ子
TEL	017-734-9908
FAX	017-734-8275



青教ス第150号
令和2年5月7日

健康福祉部長 殿

青森県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連した学校運営上の助言について（依頼）

県教育委員会においては、令和2年4月20日（月）から臨時休業をしていた県立学校について「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について〔令和2年3月24日付け元文科発第1780号文部科学事務次官通知〕（以下「文部科学省通知」という。）」に基づき、必要な対策を講じた上で、令和2年5月7日（木）から教育活動を再開したところです。

新型コロナウイルス感染症に関して、文部科学省通知では、「学校において児童生徒又は、教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討する」こととされていることから、今後の学校運営に当たって、下記事項について貴部の御協力をお願いいたします。

また、各保健所所長に対しても貴部からこの旨通知し、協力を依頼してくださるよう合わせてお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルスへの感染が確定された者が、児童生徒又は教職員等学校関係者（以下「学校関係者」という。）の場合、本人及び保護者からの同意を得た上で、速やかに貴部から教育庁に御連絡いただきたい。
また、臨時休業等の必要性及び休業等が必要な場合の期間・範囲など措置の対象等について、助言をしていただきたい。
- 2 新型コロナウイルス感染が確定された者の濃厚接触者と特定された者が、学校関係者の場合、本人及び保護者からの同意を得た上で、速やかに貴部から教育庁に御連絡いただきたい。